

国立大学法人和歌山大学教員活動状況評価実施細則

制 定 平成21年 1月27日

法人和歌山大学規程 第893号

最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人和歌山大学教員活動状況評価に関する規程（以下「規程」という。）に定める教員活動状況評価（以下「本評価」という。）の目的に基づき、本評価に係る評価項目、実施手順及び評価方法等に関し必要な事項を定める。

(評価項目)

第2条 評価項目は、別に定める活動状況報告書及び評価票（以下「報告書等」という。）に記載された項目を基本とする。

2 教育、研究、社会活動、管理・運営の領域ごとに、3つの項目群を設ける。

(評価対象者及び評価対象期間)

第3条 本評価の対象者は、本学専任の教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、学部については学部長、全学センター（学環を含む。以下同じ。）については学長が指名する者（以下「学部長等」という。）は、学長の了承を得て、評価実施年度の前年度末から起算して在職期間が3年未満の教員を除くことができる。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程の適用を受け、評価実施年度の前年度末から起算して在職期間が1年以上の教員については、本評価の対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、国立大学法人和歌山大学研究者育成型テニユア・トラック制度に関する規程（以下「研究者育成型テニユア・トラック制度規程」という。）第2条第3号に規定するテニユア・トラック教員は本評価の対象外とする。

4 研究者育成型テニユア・トラック制度規程第8条第4項に基づきテニユアに移行した教員については、テニユア移行日以後を第2項に規定する在職期間とする。

5 本評価の対象者のうち、第9項に規定する評価対象期間に国立大学法人和歌山大学役員給与規程の適用を受けていた教員については、学部長等が学長の了承を得て、第1項本文の規定にかかわらず、本評価の対象者から除くことができる。

6 本評価の対象者のうち、休暇、休職、休業の合算期間が評価実施年度の前年度末から起算して1年以上の教員については、学部長等が学長の了承を得て、第1項本文の規定にかかわらず、本評価の対象者から除くことができる。

7 本評価の対象者のうち、国立大学法人和歌山大学企画・評価委員会（以下「全学評価委員会」という。）の審議を経て、当該年度において評価を実施することが適さないと特に学長が認めた教員については、第1項本文の規定にかかわらず、本評価の対象者から除くことができる。

8 本評価の対象者のうち、学部長及び学環長については、学長がこの細則に準じて本評価を行うものとする。

9 評価対象期間は、原則として、教育、社会活動及び管理・運営領域については、評価実施年度の前年度を含む過去3年間、研究領域については、評価実施年度の前年度を含む過去5年間とし、この期間内に採用された教員は、採用された日以後を評価対象期間とする。ただし、研究者育成型テニユア・トラック制度規程第8条第4項に基づきテニユアに移行した教員につい

## 教員活動状況評価実施細則

ては、テニユア移行日以後を評価対象期間とする。

(評価の実施手順)

第4条 本評価は、次の手順により実施する。

- (1) 教員は、毎年度、評価対象期間の活動状況について報告書等を作成し、学部長等に提出する。
- (2) 学部長等は、学部長等を長とする委員会（以下「学部等評価委員会」という。）の審議を経て、報告書等に基づき各教員の一次評価を行い、学長があらかじめ指名した理事又は副学長（以下「理事等」という。）に評価結果の上申を行う。
- (3) 理事等は、二次評価のために、一次評価結果の適否について、評価担当の副学長、学長補佐又は理事補佐、および学系長に意見を求める。
- (4) 理事等は、前号の意見をもとに、二次評価結果を学長に上申するとともに、学部長等に通知する。
- (5) 学長は、全学評価委員会の審議を経て、評価結果を決定し、各教員に通知する。各教員への通知にあたっては、以下について併せて通知する。
  - a) 自己評価におけるエフォートを学部長等が変更した場合はその理由
  - b) 自己評価における領域評価を2段階以上下位に変更した場合はその理由
- (6) 教員は、評価結果に対し意見がある場合は、学長に書面で申し立てることができる。申立書の提出は、学長に直接提出する。
- (7) 学長は、前号の申立があった場合は、学部長等に再評価の実施を命じるものとする。再評価の実施を命じられた学部長等は、直ちに当該教員及び関係者にヒアリングを実施し、学部等評価委員会の審議を経て、再評価を行い、学長に再評価結果の上申を行う。
- (8) 前号の上申を受けた学長は、全学評価委員会の審議を経て、再評価結果を決定し、当該教員に通知する。再評価結果に対する再度の意見申立は、これを認めない。
- (9) 学長及び学部長等は、評価結果を取りまとめ、必要に応じて集計結果を適切な方法により公表する。

(評価の運用方式)

第5条 評価は、項目群の評価、領域評価及び総合評価を基準とし、以下の方法により実施する。ただし、教員の職務内容の特殊性等を鑑み、全学センターの教員及び学部の一部の教員に限り、第2条第2項に規定する領域の全て又は一部を次の各号に定める領域に差替えることができ、かつ当該教員の全て又は一部の領域について項目群の評価を行わないことができる。

- (1) センター等業務（コーディネート）
  - (2) センター等業務（学生指導・学生支援等）
  - (3) センター等業務（調査研究・研究開発等）
  - (4) センター等業務（企画立案・管理運営等）
- 2 前項各号の領域における第3条第9項に規定する評価対象期間は、いずれも評価実施年度の前年度を含む過去3年間とする。
  - 3 学部長等は、第1項ただし書きによる評価を行う場合は学部等評価委員会の審議を経て、当該教員の評価の運用方式を定め評価対象者に周知するとともに、学長に報告するものとする。学長は、学部及び全学センターの評価の運用方式について、全学評価委員会に報告するものとする。

(基準となる評価方法)

第6条 評価は、次の方法により実施する。

(1) 自己評価方法

教員は、活動状況報告書を基に、以下のaにより項目群ごとにA～Cの3段階(ただし、第5条第1項のただし書きによる項目群の評価を行わない場合は以下のb-2により領域ごとにA～Dの4段階)で自己評価を行う。教育免除等の特段の理由があるときは、当該理由を付したうえで、X:評価対象外とすることができる。また、評価をAとする場合は、当該理由を付さなければならない。

a) 項目群の評価

評価	評語	計算点
A	優れている 又は 貢献が大きい	2点
B	標準的	1点
C	課題がある	-1点
X	評価対象外	-

b) 領域評価

各項目群の計算点の合計 の平均値	評価	評語	領域点
2点	A	活動状況が大変良好である	40点
1点～2点未満	B	活動状況が良好である	30点
0点～1点未満	C	活動状況がやや不十分である	20点
-1点～0点未満	D	活動状況が不十分である	10点
	X	評価対象外	-

b-2) 領域評価 (第5条第1項のただし書きによる項目群の評価を行わない場合)

評価	標語	領域点
A	活動状況が大変良好である	40点
B	活動状況が良好である	30点
C	活動状況がやや不十分である	20点
D	活動状況が不十分である	10点
X	評価対象外	-

c) エフォート

一般的なエフォートを参考に、合計が1.0になるよう、4領域に0.05単位で割り振る。ただし、特段の理由があるときは、特記事項欄に当該理由を付したうえで、一般的なエフォートと異なる数値を割り振ることができる。

d) 総合評価

領域点×エフォートの合計	評価	評語
35点～40点	A	活動状況が大変良好である
25点～35点未満	B	活動状況が良好である
20点～25点未満	C	活動状況がやや不十分である
20点未満	D	活動状況が不十分である

教員活動状況評価実施細則

(2) 学部長等及び学部等評価委員会による評価方法

学部長等は、学部等評価委員会の審議を経て、活動状況報告書の記述を基に、項目群ごとにA～Cの3段階（ただし、第5条第1項のただし書きによる項目群の評価を行わない場合は以下のb-2により領域ごとにA～Dの4段階）で評価する。教育免除等の特段の理由があるときは、当該理由を付したうえで、X：評価対象外とすることができる。

a) 項目群の評価

評価	評語	計算点
A	優れている 又は 貢献が大きい	2点
B	標準的	1点
C	課題がある	-1点
X	評価対象外	-

b) 領域評価

学部長等は、領域ごとにA～Dの4段階で評価する。ただし、各領域の特記事項の記述により、各項目群の計算点を合計する際に、当該理由を付したうえで、1～2点の調整点を加えることができる。

各項目群の計算点及び調整点の合計の平均値	評価	評語	領域点
2点以上	A	活動状況が大変良好である	40点
1点～2点未満	B	活動状況が良好である	30点
0点～1点未満	C	活動状況がやや不十分である	20点
-1点～0点未満	D	活動状況が不十分である	10点
	X	評価対象外	-

b-2) 領域評価（第5条第1項のただし書きによる項目群評価を行わない場合）

評価	標語	領域点
A	活動状況が大変良好である	40点
B	活動状況が良好である	30点
C	活動状況がやや不十分である	20点
D	活動状況が不十分である	10点
X	評価対象外	-

c) エフォート

学部長等は、学部等評価委員会の審議を経て、当該教員の職務の特殊性、専門性、役割等を考慮のうえ各教員のエフォートを決定する。学部長等が、特別な措置として一般的なエフォートと異なる数値を割り振る場合は、特記事項欄に当該理由を付さなければならない。

d) 暫定評価

学部長等は、学部等評価委員会の審議を経て、領域評価の結果及び決定したエフォートに基づき、暫定評価を行う。

領域点×エフォートの合計	評価	評語
35点以上	A	活動状況が大変良好である
25点～35点未満	B	活動状況が良好である

20点～25点未満	C	活動状況がやや不十分である
20点未満	D	活動状況が不十分である

e) 総合評価

学部長等は、重点指標に基づき、暫定評価で「A」評価の者から「S」評価の者を決定し、学部等評価委員会の審議を経て、総合評価結果を決定する。

評価	標語
S	活動状況が極めて良好である
A	活動状況が大変良好である
B	活動状況が良好である
C	活動状況がやや不十分である
D	活動状況が不十分である

(未提出者の取扱)

第7条 報告書等を提出しない者に対する総合評価は、「D：活動状況が不十分である」とする。

(評価結果の教員への通知)

第8条 評価結果の教員への通知は、評価結果通知書により行う。

(報告書等の管理)

第9条 全学評価委員会及び学部等評価委員会並びにその他本評価に携わる者は、報告書等をはじめ、本評価に係る文書及び情報を適正に管理しなければならない。

附 則

1 この細則は、平成21年1月27日から施行する。

2 平成20年度の本評価実施時期は、第4条の規定に関わらず、学長が定める。

附 則(平成22年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第983号)

この改正細則は、平成22年2月26日から施行する。

附 則(平成23年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1181号)

1 この改正細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度の本評価実施時期は、第4条の規定に関わらず、学長が定める。

附 則(平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1313号)

この改正細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1489号)

この改正細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1591号)

この改正細則は、平成27年2月27日から施行する。

附 則(平成28年1月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1725号)

この改正細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月9日一部改正：法人和歌山大学規程第1856号)

この改正細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2091号)

この改正細則は、平成30年9月28日から施行する。

附 則(平成30年10月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2092号)

この改正細則は、平成30年10月26日から施行する。

## 教員活動状況評価実施細則

附 則（平成31年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2115号）

この改正細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2169号）

この改正細則は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2195号）

この改正細則は、令和元年12月20日から施行する。

附 則（令和2年10月7日一部改正：法人和歌山大学規程第2307号）

この改正細則は、令和2年10月7日から施行する。

附 則（令和4年3月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2388号）

この改正細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2616号）

この改正細則は、令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月14日一部改正：法人和歌山大学規程第2699号）

この改正細則は、令和5年12月14日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2737号）

この改正細則は、令和6年4月1日から施行する。